



議案第二百二十六号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の
議決を求めらる。

昭和五十二年十二月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾三年拾月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十七万円」を「二十八万八千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日からこの条例施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改

正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。